

令和7年度滝沢市子育て世帯訪問支援業務委託仕様書

1 業務の目的

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 支援内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①及び②を同時に行うことを基本に、対象家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

① 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類の洗濯及び整理
- ウ 掃除及び整理整頓
- エ ごみの分別
- オ 買物の代行及び付き添い
- カ その他日常的な家事支援に関し特に必要と認められるもの

② 育児及び養育支援

- ア 授乳及び食事の世話
- イ おむつ交換及び排泄の介助
- ウ 入浴（もく浴を含む）の介助
- エ 宿題の見守り
- オ 外出時の補助
- カ その他日常的な育児及び養育に関し特に必要と認められるもの

③ 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴

④ 地域の母子保健施策又は子育て支援施策等に関する情報提供

⑤ 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

3 支援対象者

本業務の支援対象者は、市内に住所を有する者で、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供等により把握され、本業務による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦

④ その他、業務の目的に鑑みて、市長が本業務による支援が必要と認める者

4 訪問支援員

(1) 訪問支援員の要件

訪問支援員については、以下のいずれの要件も満たし、本業務による支援を適切に行う能力を有する者とする。

① (2)に規定する研修の内容を踏まえた市長が適当と認める研修を終了した者

② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(2) 訪問支援員の研修

訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、業務の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理及び守秘義務等について受講しなければならない。また、育児及び養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生法等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講しなければならない。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

研修の実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問支援を実施する際の内容及び質の向上に努めることとする。

5 実施時間及び実施回数

業務の実施時間及び実施回数は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

① 実施時間は午前9時から午後6時までの間とし、1訪問当たりの支援時間は1時間又は2時間とする。

② 実施回数は1週間当たり1回までとする。

6 休業日

業務の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

7 委託料

委託料の支払は以下の費目を合算し、毎月払いとする。ただし、利用者負担が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。なお、本業務は、社会福祉法第2条の規定に基づく第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税とする。

費目	委託料	
訪問支援費	1時間当たり	3,140円
交通費等	1訪問当たり	1,860円
事務管理費	1か月当たり	47,000円

8 実施報告及び委託料の請求

受託者は、別に示す「滝沢市子育て世帯訪問支援業務実施報告書」を月ごとに作成し、請求書を添えて翌月10日までに提出しなければならない。

9 コーディネーターの配置

契約書約款第7条の規定に基づく「管理技術者」については、「コーディネーター」と読み替えるものとする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱標準事項」を遵守するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、訪問した家庭が本業務以外の支援も必要であると考えられる場合には、委託者に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を委託者と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- (3) 訪問支援員は、身分証を携行し、訪問時に提示すること。
- (4) 当該業務の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、育児及び養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって、社会福祉法第69条の規定に基づく第二種社会福祉事業の開始を岩手県知事に届け出ること。

11 その他

- (1) 本業務の実施に係る協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に明示していない項目については、関係法令等のほか、国が策定した「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」、「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」及び「滝沢市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」に準じて実施するものとする。

滝沢市子育て世帯訪問支援業務実施報告書

年 月 日

滝沢市長 様

事業者 所在地
名称
代表者

年 月分

支援日	開始時間	終了時間	支援時間	利用者氏名	支援内容
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
日 ()	:	:			
訪問支援費				時間×3,140円	円
交通費等				訪問×1,860円	円
事務管理費			1	か月×47,000円	47,000円
利用者負担額					▲ 円
委託料合計					円